

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分取消等請求控訴事件

国側当事者・国(品川税務署長)

平成23年8月24日棄却・確定

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成23年3月14日判決、本資料261号-50・順号11640)

判	決
控訴人	甲
被控訴人	国
同代表者法務大臣	江田 五月
処分行政庁	品川税務署長 町井 裕
被控訴人指定代理人	大西 勝
同	楠野 康子
同	荒川 政明
同	畑山 茂樹
同	加藤 雅也

## 主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

## 事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨(なお、本判決においては、納付すべき税額が増加する方向をプラス、還付金の額に相当する税額が増加する方向をマイナスと見て、ある金額よりもプラス方向の部分を「超える部分」と表現し、マイナス方向の部分を「下回る部分」と表現することとする。)

- 1 原判決を取り消す。
- 2 処分行政庁が控訴人に対し平成20年7月9日付けでした、控訴人の平成19年分の所得税に係る①更正処分(ただし、平成21年2月16日付けの再度の更正処分により一部取り消された後のもの。この一部取消しの前後を問わず、以下「本件更正処分」という。)のうち総所得金額824万6931円を超える部分及び還付金の額に相当する税額351万6440円を下回る部分並びに②過少申告加算税の賦課決定処分(ただし、同日付け変更決定処分により変更された後のもの。この変更の前後を問わず、以下「本件賦課決定処分」という。)をいずれも取り消す。
- 3 訴訟費用は、第1、2審を通じて、被控訴人の負担とする。

## 第2 事案の概要

### 1 事案の要旨

控訴人は、①平成19年分の所得税に関し、同年中に譲渡した原判決別紙1「本件各物件の所在等」の順号1ないし3の各建物及びその附属設備若しくは構築物並びにその敷地である土地又

は土地に係る権利（これらを総称して、以下「本件譲渡物件」という。）の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額につき、その他の所得との損益通算をして確定申告をしたところ、②処分行政庁が、租税特別措置法（以下「措置法」という。）31条1項後段の規定により上記のような損益通算は認められないとして、本件更正処分及び本件賦課決定処分（これらを総称して、以下「本件更正処分等」という。）をしたことから、③措置法31条の規定は、憲法22条1項及び14条1項の規定に違反し、無効である旨主張して、本件更正処分等の取消しを求めた。

原審は、控訴人の請求を棄却したところ、控訴人が請求の認容を求めて控訴した。

## 2 当事者の主張等

関係法令の定め、前提事実、本件更正処分等の根拠及び適法性に関する当事者の主張、争点及びこれに関する当事者の主張の要点は、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要等」の2ないし5に記載のとおりであるから、これを引用する

## 第3 当裁判所の判断

当裁判所も、控訴人の請求は理由がないと判断する。その理由は、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」に説示するとおりであるから、これを引用する。

なお、控訴人の控訴理由における主張は、三権分立に基づく司法の果たすべき役割の一般論を述べた上、貸金業者に対する過払金返還請求を認めた一連の最高裁判所の判決や、貸金業者の創業者から外国法人株を贈与された長男による追徴課税処分の取消請求を認容した最高裁判所の判決を批判するほかは、原判決事実摘示のとおりであるとするものであって、その理由がないことは、前記引用に係る原判決説示のとおりである。

## 第4 結論

以上によれば、控訴人の請求は理由がないから棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとする。

東京高等裁判所第12民事部

裁判長裁判官 梅津 和宏

裁判官 中山 顕裕

裁判官 岩坪 朗彦